

令和7年3月
法務省

民間人材の公証人への応募及び採用の状況について

令和5年に実施した公証人法（明治41年法律第53号）第13条及び同法第13条ノ2に規定する公証人の公募（注1）に関して、弁護士・司法書士等（公務員である者を除く。）の民間人材の応募及び採用の状況について公表します。

令和5年	弁護士 (公証人法第13条)	司法書士等 (公証人法第13条ノ2)
応募数	2人	1人
採用数（注2）	2人	0人

（注1）公証人は、法務大臣が、原則として、法曹有資格者（裁判官（簡易裁判所判事を除く。）、検察官（副検事を除く。）又は弁護士となる資格を有する者）の中から適任と認める者を任命するものとされています（公証人法第13条）。

また、管轄区域内に公証人がなく、又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、多年法務に携わり、法曹有資格者に準ずる学識経験を有する者であって、検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者を、公証人に任命することができるものとされています（公証人法第13条ノ2）。

法曹有資格者に準ずる学識経験を有する者の応募資格について、詳細は[こちら](#)をご覧ください。

（注2）公募から実際の採用までに期間があるため、令和5年に実施した公証人の公募について令和6年中に採用された者を含みます。

（参考）

○公証人法（明治41年法律第53号）（抄）

第十三条 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）、検察官（副検事ヲ除ク）又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任セラルコトヲ得
第十三条ノ二 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準スル学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ）ノ選考ヲ経タル者ヲ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任スルコトヲ得但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル